

(様式5)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

(新設)

			資料番号	62-1	担当課	薬務衛生課
法令名	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令	根拠条項	6	許認可等の内容	食鳥処理衛生管理者養成施設の登録の取消し	
<p>○食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令 (抄) (平成三年三月二十五日号外政令第五十二号) (登録取消しの申請)</p> <p>第六条 登録養成施設について、都道府県知事の登録の取消しを受けようとするときは、その設置者は、厚生労働省令で定めるところにより、申請書とその施設の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p><厚生労働省令で定める規定></p> <p>○食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する施行規則 (抄) (平成二年六月二十九日号外厚生省令第四十号) (添付書類)</p> <p>第十二条 令第六条の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添えなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none">一 登録の取消しを受けようとする理由二 登録の取消しを受けようとする予定期日三 在学中の生徒があるときは、その措置						